

細井洋子・西村春夫・高橋則夫編『RJ叢書8 修復的正義の今日・明日-後期モダニティにおける新しい人間観の可能性』

成文堂、2010年10月10日初版発行 ISBN978-4-7923-1879-6

定価本体6300円（税別）

竹原 幸太

1. はじめに

近年、各種報道等を通じて、社会の治安を揺るがす重大な犯罪への関心が高まっている。そして、犯罪被害者への救済と反照して、犯罪加害者への厳罰を求める声は大きくなっている。

加害者への厳しい社会的まなざしは刑事司法を超えて、隣接領域の少年司法や児童福祉、学校教育にも持ち込まれている。

例えば、少年法「改正」により少年司法は成人の刑事裁判に近づく形で刑事司法化が進み、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスをめぐっては加害者の行動制限が強化され、学校教育では問題行動を起こす生徒に対して、毅然とした対応（ゼロ・トレランス）による出席停止等が展開されている¹。

これらの動きに共通するのは、加害者の更生よりも先に、被害者が受けた苦痛や不安感を除去し、加害行為によって侵害された諸権利を回復させることを重視すべきという見解であり、結果として被害者を支援することは、加害者を厳しく処罰するという論理構成となっている点であろう。

従来、確かに犯罪等をめぐる問題解決において、加害者にどのような制裁を科すことが妥当かという量刑決定ばかりに関心が集中し、被害者は問題の当事者でありながら、蚊帳の外に置かれてきた側面がある。

こうした側面が顕著であったのが、刑事裁判の場であり、これまで犯罪被害者は事件の当事者でありながら、加害者にどのような刑罰が下されるのかを報道で知る状況にあり、被害者の情報を知る権利は必ずしも保障されてこなかった。

犯罪被害者のやりきれない怒りや悲しみは社会の中で埋もれている状況にあった中、1990年代後半より被害者自らが自助グループを結成して、現行の刑事

司法制度の見直しを求める声を上げ、2004（平成16）年に犯罪被害者等基本法が制定された。そして、翌年に犯罪被害者等基本計画が策定され、2007（平成19）年には被害者等が刑事手続きに参加することを可能とした刑事訴訟法改正もなされ、刑事司法分野において、被害者の地位が一定程度、確立されてきた。

犯罪被害者支援の動きが進む中で、さらなる国民の関心と呼ぶこととなったのが、殺人等の重大な刑事事件の量刑決定へ市民が参加する裁判員制度であり、2009（平成21）年5月に開始されて早くも2年が過ぎた。

周知のように、裁判員制度は選挙名簿から無作為に選出された市民が裁判員を務める制度であり、司法への市民参加を促し、刑事司法の理解と協力を求めることをねらいとしている。

しかし、裁判員制度をめぐる当初の世論調査では、裁判員を担う重責や時間的拘束、加害者にいつか復讐されないかという不安、裁判員業務で知り得た情報の守秘義務とそれを違反した際の罰則の重さ等、裁判員を担う負担の大きさが表出した。

現在もこうした負担感へ焦点を当てる報道もあるが、それにも増して、裁判員制度が走り出した昨今では、裁判員裁判を通じて死刑が求刑されたケースが関心を集めている。2010（平成22）年11月には、宮城県石巻市で19歳の少年が交際相手とその友人を殺害した事件が裁判員裁判にかけられ²、少年事件で死刑が求刑されたことが大きな関心呼んだことが記憶に新しい。

以上の社会状況を眺めた場合、浮かび上がってくるのは犯罪・非行をはじめ、暴力や紛争をめぐる問題解決において、「被害者を救済して加害者に厳罰を科す」という構図であるが、果たして、「被害者を救済して加害者の更生も支援する」という構図は不可能なのだろうか。

こうした難しい問いへの回答を試み、従来の視点とは異なる可能性を探求するのが本書であり、副題の「後期モダニティにおける新しい人間観の可能性」の意味するところである。

2．本書の目的と構成

本書はRJ叢書の第8巻として刊行された。RJとはRestorative Justiceの略称で

ある。Restorative Justiceとは、刑事司法分野から生成されてきた用語であり、犯罪によって崩れた人間関係を被害者、加害者、犯罪に関係するコミュニティの3者の対話によって回復を試みる実践を意味する。

こうした実践は、欧米諸国をはじめとして世界各国で広がり、近年では児童福祉や学校教育における暴力・紛争の解決においても、Restorative Justiceの原理を生かした実践（Restorative Practices、修復的实践と訳される）が試みられている。

日本では、Restorative Justiceの訳語は、修復的司法、修復的正義、回復的正義等、幾つか訳語が付され、刑事司法分野では修復的司法が定訳として定着しつつある。

しかし、Restorative Justiceの究極的な目標は、犯罪や紛争等で崩れた人間関係を対話を通じて回復させ、被害者、加害者、コミュニティへの正義の実現を図ることを意味するため、広義に修復的正義という訳語を採用する立場もある。

本書はRestorative Justiceの動向とその可能性について、刑事司法のみならず、隣接領域の児童福祉や学校教育も射程としており、全体として修復的正義という用語を採用し、それぞれの分野で適当な訳語を当てている。

本書の執筆者の多くは西村春夫（東洋大学人間科学総合研究所客員研究員）、細井洋子（東洋大学社会学部教授）、高橋則夫（早稲田大学大学院法務研究科教授）が代表を務める関東のRJ研究会（2000年結成）のメンバーである。

具体的には、刑法学、社会学、福祉学、教育学等を専門とする大学教員、家庭裁判所調査官、科学警察研究所犯罪行動科学少年研究室長、法務省関東地方更生保護委員会統括審査官によって執筆されている³。なお、本書が射程とする範囲は下記の目次の通りである。

はじめに—本書のねらい（编者一同）

序章—修復的正義の視点（細井洋子・西村春夫・高橋則夫）

第1章—学校における修復的实践の展望（竹原幸太）

第2章—児童虐待と修復的实践（小長井賀與）

第3章—ドメスティック・バイオレンスにおける修復的司法プログラムの課題と展望（宿谷晃弘）

第4章—性犯罪と修復的司法（平山真理）

第5章—殺人と修復的司法（長谷川裕寿）

第6章—被害者支援と修復的司法（森田茂敬）

- 第7章—警察と修復的司法—少年対話会の取り組みを考える（小林寿一）
- 第8章—少年審判と修復的司法（鈴木憲治・蔵慎之介）
- 第9章—矯正と修復的司法（小柳武）
- 第10章—更生保護（社会内処遇）と修復的司法（染田恵）
- 第11章—少年司法システムの構造変革と修復的司法論の役割（柴田守）
- 第12章—諸外国における修復的司法実践の動向及び実証的根拠に基づいた実践等（染田恵）
- 参考資料—刑事事件における修復的司法プログラムの使用に関する基本原則
- おわりに—世界の動向、わが国の課題（細井洋子）

各章では固有の課題を取り上げつつ、次の3つの共通の柱を立てて執筆している。すなわち、①個々の論文は固有のテーマをとりあげるが、その際に内外の重要な先行研究を整理し、研究の動向を示す中で論点を明確にすること、②テーマに関係する具体的なプログラムの立ち上げの経緯、実例、評価などを、主に諸外国の取り組みを中心に紹介すること、③わが国に修復的実践を公式・非公式に導入しようとする際にどのような課題があり、また障壁があるのかについてまとめ、それらに対して具体的な提案があれば紹介することである（本書、p.10）。

これまでのRJ叢書は、刑事司法分野の国内外のRJの研究動向を紹介する、ないしRJの重要文献を翻訳するものが中心であったが、本書は広範な実践分野を射程として海外の先行研究を概観し、さらにわが国の諸実践への導入可能性を論じている点で、今までの叢書とは性格が異なるものである。換言すれば、単に海外の実践を紹介する性格ではなく、可能な範囲で各国の実証的な研究（evidence-based approach）の成果に学び、その上で日本における修復的正義の方途を論じていく内容となっている⁴。

3 . 本書に学ぶもの

本書は専門家を対象とした記述が多く、一般読者には難解な部分も多いと思われる。

しかし、冒頭に示したように、昨今の裁判員制度や少年法「改正」問題、さらには児童虐待やドメスティック・バイオレンスといった家庭内の暴力問題、

学校教育の生徒指導問題等を考える上で、重要な視点を提供している。

教育学・児童福祉学を専門分野とする筆者には、刑事司法領域の議論を正確に解説するには能力を超えているため、主に学校教育、児童福祉分野を対象とした修復的実践を取り上げ、本書から学ぶ視点をいくつか挙げてみたい。

まず学校教育では、昨今の問題行動をめぐる生徒指導方法は、被害者、加害者、学級集団（学校コミュニティ）を含む、子ども同士の関係にアプローチして問題解決を図るというよりも、加害者を切り離れた対応が一つのモデルとされている。

これは2006（平成18）年に文部科学省と国立教育政策研究所生徒指導研究センターによる「生徒指導体制の在り方についての調査研究報告書—規範意識の醸成をめざして」で示されたゼロ・トレランス（毅然とした対応）方式の生徒指導に端を発し、問題を起こした子どもを出席停止にし、別室で個別に指導して然るべき時期に学級へ復学させるような事例も報告されている。

こうした生徒指導は、教師が決めた枠組で問題行動を処理する形であり、子どもは問題解決の客体となっている。

一方、生徒間の対話による問題解決を目指す修復的実践では、子どもを問題解決の客体として捉えるのではなく、むしろ、学校生活を共に創造していく主体として捉え、問題解決への参加を促していく。

さらに、対話による問題解決過程は、他者の立場を理解する役割取得（role taking）・観点取得（perspective taking）を促進して、道徳性・社会性の認知的発達も期待でき、相互関係を強化しながら、学校コミュニティを創造していく力強い教育実践といえるだろう⁵。

もっとも、修復的実践では、当該のケースで修復的実践の実施が適切かどうか検討するアセスメントの機会があり、教師に加え、スクールソーシャルワーカー等の関連職種の協力の下、対話の事前準備を行うことが前提となる。

次に児童福祉における児童虐待問題では、子どもの生命を保護する観点から緊急介入時における親子分離へ関心が集中しているが、修復的実践では、親子を分離した後、親、子どもそれぞれを支援しながら、いかにして親子を再統合していくかという視点を提起する。

ともすれば、児童虐待においては親の子育ての責任追及ばかりが説かれるが、

修復的实践では、親子に係する児童福祉司や家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)といった専門職や近隣住民の参加も促し、親が再び虐待を起こさないように、ソーシャル・サポート・ネットワークを形成しながら支援を展開する。

以上のように、本書は日本における学校教育、児童福祉の諸課題の問題解決をめぐる重要な視点を提起しているといえる。

4 . 今後の課題

最後に今後の課題について触れておきたい。修復的司法の祖父とされるゼア(H. Zehr)は、修復的司法は理論の前に実践があり、実践が大きな運動となり、その後に理論化が進んできたと述べている。

日本では修復的司法・正義は実践よりも理論が先行しており、昨今では理論研究が飽和状態となって、修復的司法・正義への関心は低くなってきているような印象がある。

こうした状況の中で、修復的正義の射程範囲とその意義について再度、研究者に問いかけた本書の意義は少なくないが、さらに進んで、社会全般で修復的正義について考えていく機会を設けていくことも今後必要であろう。

修復的司法・正義は単なる流行の研究課題ではなく、究極的には私達が社会で共に生きることを本質的に問いかける実践的課題ともいえる。

それだけに、日本でも少しずつ広がってきている各分野の実践に目を向けて情報交流を図り、それらの実践の意義や課題を丁寧に語り合う過程が重要となってくるだろう。

「研究の壁」、「実践の壁」が立ちはだかり、研究・実践交流が困難となっている状況の中、宿谷晃弘(東京学芸大学)、山辺恵理子(東京大学大学院・日本学術振興会特別研究員)、原口友輝(筑波大学大学院)ら同志とともに各分野の研究・実践交流を図るため、RJ研究会修復的実践ワーキンググループを発展させ、共生と修復研究会を立ち上げ、2011(平成23)年3月に同研究会の雑誌『共生と修復』の第1号を発刊した⁶。

さらに、修復的実践の国際的研究を行っているInternational Institute for

Restorative Practices (修復的実践のための国際組織) の第14回国際会議 (2011年6月カナダハリファックス) において、山辺を筆頭報告者として (竹原も連名報告者) The Learning Community Approach in Japanese Schools: Building Collegial and Cooperative Relationships among Teachers と題し、日本の学校教育における修復的実践の方途について報告した。

こうした活動を通じて、大きな研究・実践交流の場を設け、日本における修復的正義の展開可能性を継続して議論していきたいと考えている。

注

- ¹ ゼロ・トレランス (zero tolerance) とはもともとは産業用語であり、工場の製品製造過程において徹底的に不良品を取り除く意味として使用された。欧米諸国では、刑事政策において小さな犯罪も見逃さない不寛容を示す理念としてゼロ・トレランスが導入され、学校教育の生徒指導においても導入されるに至った。
- ² 少年事件は、原則的には刑事裁判ではなく、家庭裁判所の少年審判で少年の処遇を決定する。しかし、2000 (平成11) 年少年法「改正」では16歳以上の少年による重大な事件は、原則検察官へ戻し (逆送) 刑事裁判を通じて処遇を決定することとなった。このように、裁判員制度は年長少年による重大事件の処遇決定も射程としており、少年法の理念とは何かを国民レベルで共有する時期になっている。
- ³ 筆者は2003 (平成15) 年3月よりRJ研究会へ参加している。なお、被害者の救済問題についても、RJ研究会メンバーを中心としてハンドブックを刊行している。この点は、被害者法令ハンドブック編纂委員会編『被害者法令ハンドブック』中央法規出版、2009を参照。
- ⁴ 本書は日本の修復的正義の動向を広範にカバーした性格であり、国外にも発信すべく、英訳出版に関しても議論されている (第92回RJ研究会、2010年12月25日、細井洋子による近況報告)。
- ⁵ 学校における修復的実践の意義の詳細については、本書の1章で論じているが、子どもの問題解決の参加の意義については別稿でも取り上げた。この点は、竹原幸太「ゼロ・トレランスの問題点と修復的実践の可能性—問題解決過程における子ども参加の視点から」『季刊教育法』No.165、2010を参照。
- ⁶ 修復的実践ワーキンググループの活動沿革は、竹原幸太「修復的実践ワーキンググループの活動沿革と今後の展望—私と修復的実践研究」『共生と修復』第1号、2011を参照。